

## （仮称）荻外荘公園復原整備について

「（仮称）荻外荘公園整備基本計画（令和元年5月策定）」に基づく（仮称）荻外荘公園整備基本設計が令和2年9月に完成しましたので、その概要、並びに追加用地として取得する近接地についてご報告します。

### 1 （仮称）荻外荘公園整備基本設計の概要

資料1のとおり

### 2 追加用地

（1）所在地（資料2のとおり）

杉並区荻窪二丁目736番1

杉並区荻窪二丁目736番10

（2）面積

449.09 m<sup>2</sup>

### 3 今後のスケジュール（予定）

令和3年度	実施設計	
令和4年7月	整備工事	着手
令和6年10月	整備工事	完了
令和6年12月	一般公開	

### 添付資料

資料1 （仮称）荻外荘公園整備基本設計書（概要版）

資料2 案内図

資料 1

(仮称) 荻外荘公園整備基本設計書 (概要版)

## (仮称) 荻外荘公園整備基本設計書 (概要版) 目次

1. 計画概要	全体計画概要	P1
	案内図・配置図	P2
	整備平面図	P3
2. 設備計画	設備の計画概要	P4
	防災設備	P5
3. 構造設計	構造補強の計画概要	P6
4. 展示計画	展示計画平面図	P7
	展示ストーリー 1	P8
	展示ストーリー 2	P9
	家具・調度品復原プロット図	P10
5. 庭園設計	庭園設計の基本方針	P11
	ゾーニング図	P12
	基本設計平面図	P13
	建物利用者の主な動線図	P14
6. 透視図	透視図	P15~17

## 全体計画概要

今回の基本設計では、荻外荘の建物のうち、荻窪の史跡内に現存する居住棟を改修しつつ、豊島区に移築された客間棟を元の位置に再移築するとともに、建物全体は昭和 15~16(1940~1941)年頃の姿に可能な限り復原し、庭園とともに来訪者が当時の雰囲気を体感できる場とすることを目的としている。このため復原する建造物および北側部分の庭園整備、展示活用、家具調度品復原のための基本設計を行う。南側の広場については、今回は現状のまま一般公開し、整備の対象とはしない。

主な建造物および庭園設計についての概要を以下にまとめる。

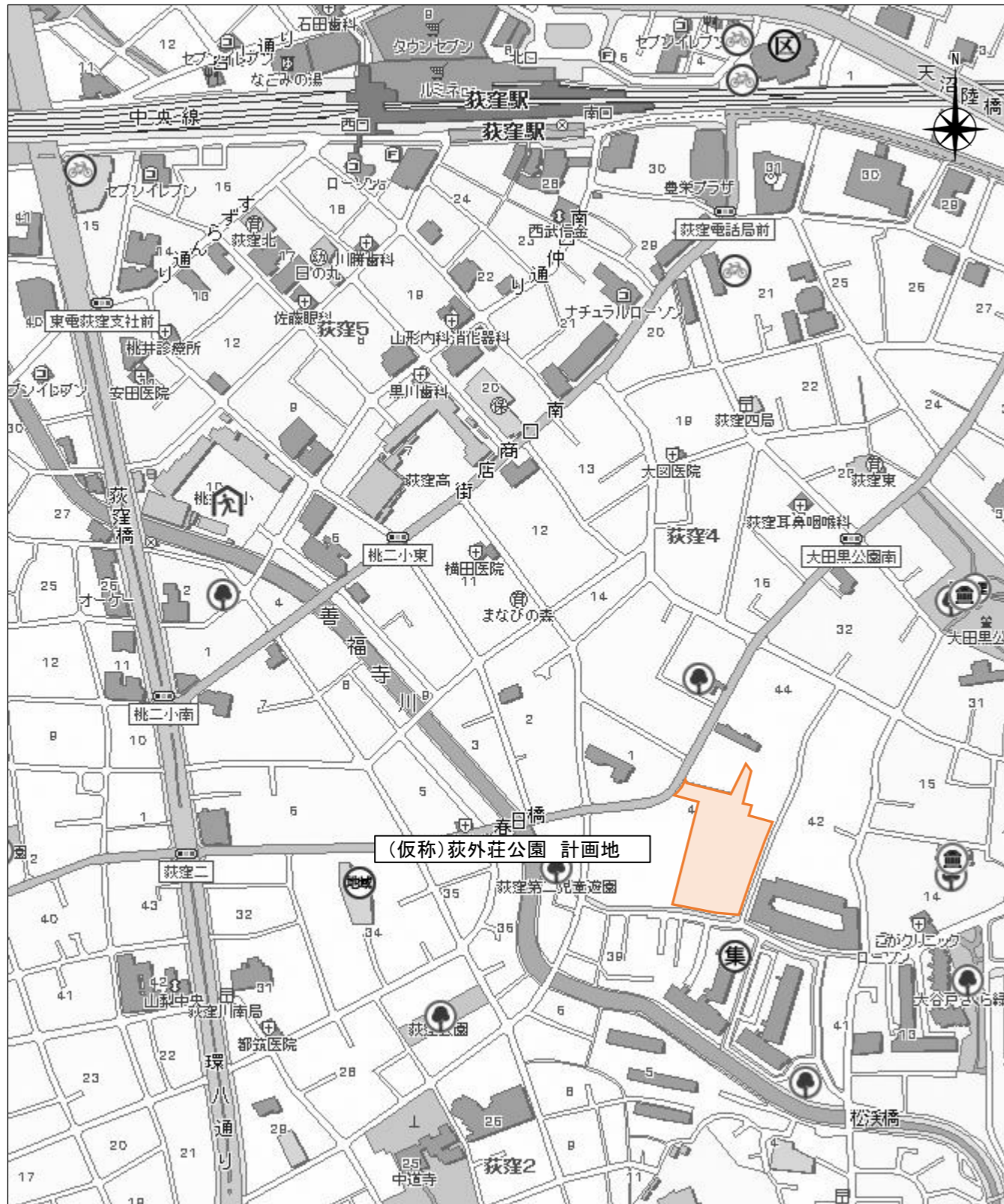
### 全体計画一覧

項目	概要
与条件及び課題の整理	<p>計画地 杉並区荻窪二丁目 43 番 36 号</p> <p>敷地面積 6601.52 m<sup>2</sup>(史跡内 6,071.69 m<sup>2</sup> 北側旗竿地 529.83 m<sup>2</sup> 合計 6601.52 m<sup>2</sup>)</p> <p>用途地域 第一種低層住居専用地域</p> <p>建築面積 [538.66 m<sup>2</sup>] 建ぺい率 50% [ 8.16 %]</p> <p>床面積 [541.23 m<sup>2</sup>] 容積率 100% [ 8.20 %]</p> <p>高度地区・絶対高制限 第1種高度地区・最高高さ 10m [7.82m]</p> <p>防火地域 準防火地域</p> <p>地区計画区域 大田黒公園周辺地区地区計画</p> <p>日影規制 軒高が 7mを超える建築物、又は地上の階数が 3 以上の建築物 1.5m /3 時間—2 時間</p> <p>都市計画緑地 荻窪二丁目緑地</p>
設計要旨	<p>国指定史跡内の整備事業として、国指定史跡内に現存する建物に移築された建物の部材を合わせ、戦前の建物を復原し公開活用するための基本設計を行う。史跡内の復原整備設計であり、地中の遺構に配慮しつつ、関係官庁との協議や許可を得たうえで設計を行う。</p>
設計概要	<p>今回の基本設計では、荻外荘に関する既往の調査、計画書等に基づき、史跡内に近衛文麿旧宅を復原・活用するための復原調査・考証・活用の検討を行い、文化財保護法第 125 条に規定する史跡現状変更許可を得るために必要な図書を作成し、また基本設計書・図面・協議記録類等を成果図書として作成・提出する。</p> <p>なお、設計にあたっては、別途区が行う発掘遺構調査の結果のほか、歴史的資料(文献・文書・古写真等)及び類例建造物等の調査・検討を行い、区が指定する学識経験者の意見を取り入れた歴史的復原考証結果を反映させる。</p>
関係法令	<p>文化財保護法、都市公園法、建築基準法、消防法、東京都建築物バリアフリー条例*、東京都福祉のまちづくり条例、東京における自然の保護と回復に関する条例、杉並区景観条例</p>
敷地状況	<p>(仮称)荻外荘公園の対象地としては史跡指定地(6,071.69m<sup>2</sup>)および北側に区で購入した土地(旗竿地、529.83m<sup>2</sup>)の合計 6601.52m<sup>2</sup>がある。</p> <p>今回整備の対象とするのは史跡指定地のうち現在公園として公開されている部分の北側および北側の旗竿地である。</p> <p>西側道路から少し敷地内に入ったところに西側正門および袖塀が現存している。</p>
構造	<p>(主屋及び別棟)木造平屋建て (蔵)木造 2 階建て (物置)木造平屋</p>

\*正式名称 高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例(本編では「東京都建築物バリアフリー条例」とする)

仕上	<p>主な外部仕上げ (主屋及び別棟)壁: 漆喰、腰板張り、いぶし瓦葺き、下屋銅板葺き (蔵) 壁:モルタル書き落とし、いぶし瓦葺き</p> <p>主な内部仕上げ(主屋及び別棟)床 板張り、畳 壁: 漆喰壁、砂壁</p> <p>天井 格天井、板張り、竹組天井、網代天井、塗天井</p> <p>(蔵) 床:板張り 壁:板張り 天井:屋根下地、床組みあらかし</p>
環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事前にアスベスト調査を行い、検出された場合は適切な廃棄処理を行う。</li> <li>・工事で使用する材料は環境に配慮したものとし、ホルムアルデヒドを発生しないか、極めて発散が少ない材料を使用する。</li> <li>・既存樹木は可能な限り剪定などをしながら残すが、今後の植生環境に悪影響があるものは伐採し、適切な緑地環境を維持する。</li> </ul>
維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庭園の維持管理は年間計画を立てて行う。</li> <li>・建物については短期・中長期などに分けて維持管理計画を作成する。</li> <li>・日常の維持管理については建物の管理者で作成し、実施する。</li> <li>・公開に伴う維持管理は建物の管理者で行う。</li> </ul>
日影	<p>第 1 種低層住居専用地域内であり、計画する建物の軒の高さが 7m を超える建築物または地階を除く階数が 3 以上の建築物に該当しないため、日影規制の対象外である。</p>
外構	<p>西側正門、園路、北側玄関周辺の庭園、西側中庭、南側斜面植栽および史跡内北側部分の植栽があり、建物にあわせて当時の景観に整える。</p>
緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近衛文麿時代からの樹木は今後も原則として整枝・剪定等の管理を行い、現在の屋敷林のみどりを保全しつつ、実生木の伐採やアカマツなどの復元的補植しながら、庭園の景観を維持する。</li> </ul>
雨水対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・史跡北側部分の緑地と建物からの雨水排水については、敷地内にあつめ、流末までに浸透処理を行ったうえで道路に排水する。</li> <li>・史跡内であり、地中遺構に配慮したうえで施設の設計を行う。</li> </ul>
防災	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物および屋外に炎感知器、屋外消火栓を設置し外部からの火災に備える。</li> <li>・建物内は耐震補強を行って一般公開する。</li> <li>・建物内に煙感知器、誘導灯、屋内消火栓を設置し、内部からの火災に備える。</li> <li>・屋内および屋外の防災通報システムを整備する。</li> </ul>
避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内に誘導灯を設置する。</li> </ul>
セキュリティ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・赤外線センサーおよびカメラを敷地内に設置し、感知した場合は警備会社のコントロールセンターに連絡し対応するシステムとする。</li> <li>・室内にカメラを設置し、日中は事務室にて職員がモニターで監視、あるいは巡回を行う。</li> </ul>
バリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都建築物バリアフリー条例及び東京都福祉のまちづくり条例を参考としたバリアフリー化を行う。</li> <li>・史跡内の復原建物であり、屋内でのバリアフリー化が困難な場合は仮設のスロープを設置して人力で対応する。</li> <li>・トイレは新たに設置するため、バリアフリーに対応した設備を設置する。</li> </ul>
長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備機器、配管などは新設とし、耐久性の高い材料を使用する。</li> <li>・耐震補強を行い、建物の構造耐久性を向上させる。</li> <li>・工事後に維持管理計画を作り、日常管理および定期的な改修工事を行う。</li> </ul>

案内図・配置図



荻外荘周辺の現況 S=1:5000

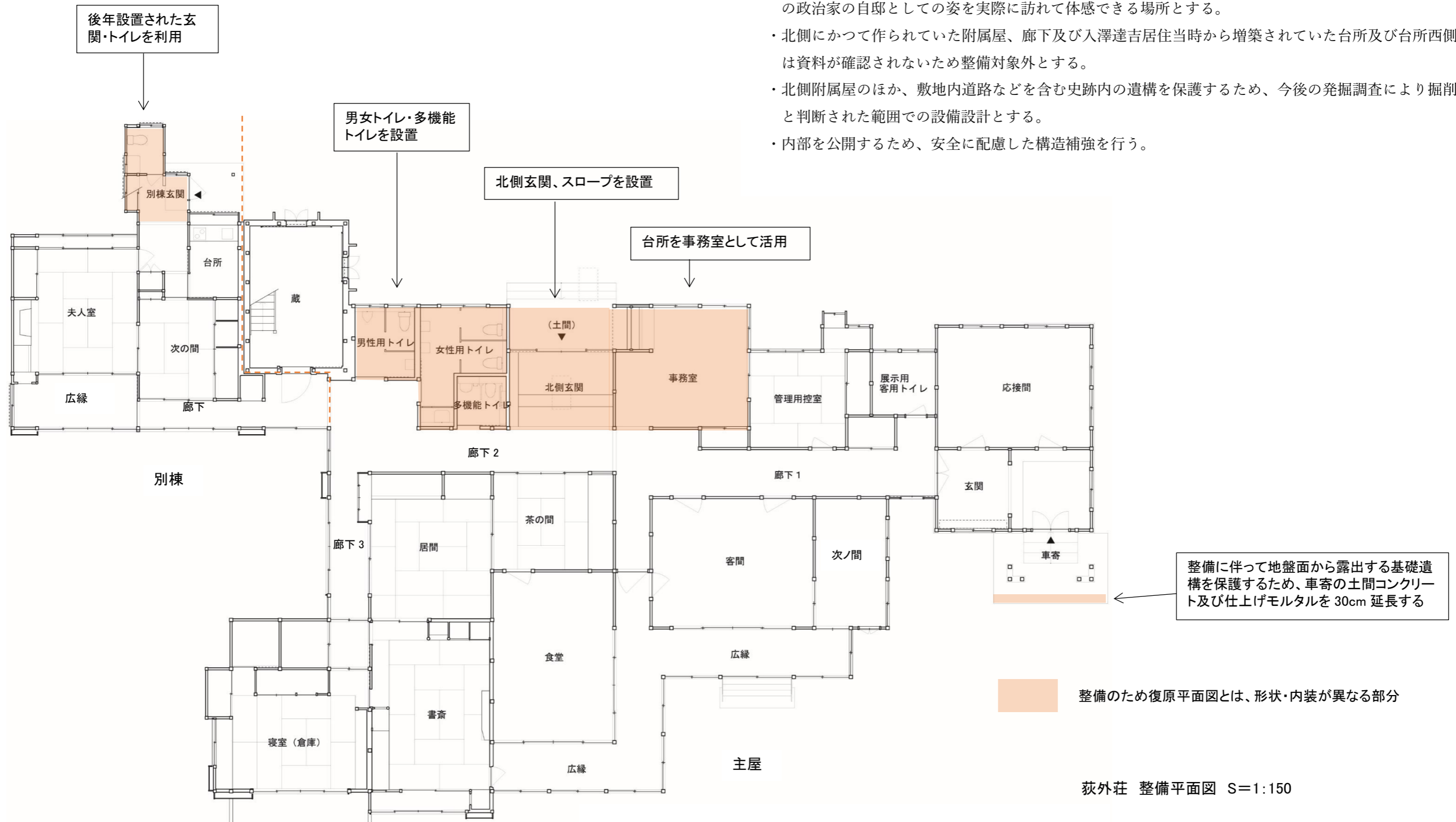
現況配置図 S=1:500



# 整備平面図

## 〔建造物整備平面の考え方〕

- ・内部公開にあたって、北西側の正門から近く、車椅子での動線も確保できることから、近衛通隆夫妻が使用していた現在の北側玄関の位置に新たな出入り口を設置する。
- ・西側別棟は休憩のほか、貸室利用など多目的に使うことが予想されるため、現在の出入り口とトイレをそのまま利用する。
- ・客間など、接客の場として使われていた部屋は、可能な限り内装を復原し、昭和 15~16 (1940~1941) 年頃の政治家の自邸としての姿を実際に訪れて体感できる場所とする。
- ・北側にかつて作られていた附属屋、廊下及び入澤達吉居住当時から増築されていた台所及び台所西側の廊下は資料が確認されないため整備対象外とする。
- ・北側附属屋のほか、敷地内道路などを含む史跡内の遺構を保護するため、今後の発掘調査により掘削が可能と判断された範囲での設備設計とする。
- ・内部を公開するため、安全に配慮した構造補強を行う。



荻外荘 整備平面図 S=1:150

## 設備の計画概要

### 電気設備

#### ①動力設備および動力盤、分電盤

- ・空調機器への電源供給を行う。
- ・動力盤は屋外に設ける。(別図) 外装色は建物の外部色に合わせるなど、景観に配慮する。

#### ②電灯設備

- ・電灯器具は省エネルギーの点から LED 型照明器具を主体とする。
- ・内装に合わせて近衛時代の姿で照明を復原した部屋については照明器具にあった色温度とし、その他の管理室については白色系とする。
- ・照明制御は、各部屋での ON・OFF 及び事務所にての一括点滅可能とするリモコン制御を検討する。
- ・トイレは人感センサー制御とする。
- ・防災設備として、必要に応じ非常照明・誘導灯の設置を行う。
- ・スイッチ、コンセント等は必要箇所に設置する。色や設置場所などに注意し、選定を行う。
- ・将来的な夜間演出照明やイベント時の電源供給のため、屋外にコンセントや電源ボックスを設け、必要に応じて使用できるようにする。

#### ③構内情報通信網設備(LAN 設備)

- ・引込用端子盤(主端子盤)に LAN 設備機器が収納可能なスペースの確保を行う。
- ・LAN コンセントは、受付、事務室に設置する。

#### ④構内交換設備(電話配管設備)

- ・引込用端子盤(主端子盤)に電話端子の確保を行う。
- ・電話コンセントは、受付、事務所に設置する。

#### ⑤誘導支援設備(トイレ警報設備)

- ・多機能トイレに呼出装置を設置し、事務室にて確認可能な表示器を設置する。

#### ⑥ITV 設備(監視カメラ設備)

- ・正面及び東門、南側広場との間に屋外監視カメラを設置する。
- ・屋外の配管配線は塀沿い等、目立たない場所を露出配管配線とする。
- ・モニター機器は、事務室に設置する。

#### ⑦火災報知設備

- ・事務室に受信機を設置し、必要箇所に感知器を設置する。
- ・発報時の外部自動連絡については、消防機関へ自動通報できるように非常通報装置を設置する。

#### ⑧機械警備設備

- ・機械警備用として、必要箇所に防犯検知器及び配管配線を行う。

#### ⑨構内配電線・通信線路

- ・電気、通信引込幹線のルートは、令和 3 年度までの発掘調査結果に基づき、史跡内の遺構および樹木の植生状況を調査し、最も影響のない範囲での掘削工事を行う。
- ・低圧供給契約とするが、低圧弾力供給契約については、今後の東京電力との契約による。

### 機械設備、給排水衛生設備

#### ①空調設備

- ・電気式ヒートポンプパッケージエアコン（ビル用マルチタイプ）を設置する。建物内で復原する部屋については、床置き型の空調機を設置し、違和感がないよう、家具に似せたケースなどを設置する。
- ・事務室や倉庫などは、部屋の大きさに応じて壁掛、床置き型などのパッケージ型エアコンを設置する。西側別棟は現在も設置されている壁掛け型と同様のパッケージ型エアコンを設置し、エアコンの集中リモコンを事務室に設ける。
- ・近衛時代からほぼ当時の姿で残る「書齋」については空調設備を設置しない。廊下には空調機を設置できないため、各室の空調機の能力に廊下の空調負荷を見込む。
- ・屋外機は、現在の物置付近を想定し、屋外の物置（物置・建築工事）内部に設置する。配管ルートの決定については令和 3 年度までの発掘調査の結果に基づいて行う。

#### ②換気設備

- ・トイレ及び流し廻り及び蔵に換気設備を設ける。
- ・一般居室は自然換気とするが、建物全体の換気のために天井内にシロッコファンを設け、排気する。
- ・外部に露出するウェザーカバーは鋼板製とし、建物の外壁に合わせた色に焼き付け塗装した製品とする。

#### ③衛生器具設備

- ・大便器はリモコン式温水洗浄便座とする。
- ・洗面器は自動水栓とする。
- ・別棟台所には、流しに混合水栓を設置し、貯湯式電気温水器にて給湯する。
- ・多機能トイレに車椅子対応便器、オストメイト用流し、ベビーチェア等を設置する。

#### ④給水設備

- ・既設給水引込み管を再利用し、30mm 量水器を設置し、直結給水方式にて各所へ給水する。

#### ⑤排水設備

- ・屋内は汚水・雑排水分流方式とし、屋外排水柵で合流させ、公共下水道に放流する。
- ・建物からの雨水縦樋には浸透柵を設ける。敷地内浸透対策量の不足分は、北側側敷地に雨水貯留槽（RC 造）及び放流ポンプを設ける案とするが、令和 2 年度までの発掘調査からは配管ルートが確保できず、設置は困難と想定されるため、杉並区で今後協議を行い決定する。北側敷地内の雨水貯留槽設置については、令和 3 年度までの発掘調査の結果に基づいて改めて検討する。

#### ⑥消火設備

- ・消防法上は 8 項（記念館・図書館・博物館など）及び 17 項（文化財等）に該当する。消火器設備及び屋外消火栓（任意設置）及び屋内消火栓（任意設置）を設置する。
- ・屋外消火栓及び屋内消火栓用水源水槽及びポンプ（エンジン付）を、屋外の物置（建築工事）内部に設置し、外壁部分近傍に屋外消火栓箱を設置する。
- ・埋設配管ルートの決定については令和 3 年度までの遺跡調査の結果に基づいて行う。
- ・屋内消火栓箱及び消火器を設置する。

## 防災設備

- ・今後の復原建物に関する初期消火および延焼防止の消火設備については、消防法で要求される設備とは別に、自主設置とする。
- ・日中は防犯カメラと管理人による防災監視を行い、夜間は防犯会社によるセンサー、カメラで監視を行う。
- ・火災発生時には自火報より連動し消防に通報するとともに防犯会社で火災を感知した場合、防犯会社より消防に即時通報を行う。なお屋外での火災については防犯会社が設置する炎感知器により通報を行う。
- ・消防署との協議により、基本設計段階での消防法上の建物区分は(8)と(17)であると指導を受けているが、実施設計段階で活用方法等を確定し決定する。今後設置する防災設備は以下とする。

復原建物 床面積	541.23 m <sup>2</sup>
----------	-----------------------

### 〔消防法により適用される建物区分と要求される防災設備〕

(8) 図書館・博物館・美術館等	自動火災報知設備、消火器 漏電火災通報装置(漆喰下に落下防止のための金網を入れるため) 消防機関へ通報する火災報知設備(自火報と連動)
(17) 重要文化財等の建造物 文化財保護法の規定によつて重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律の規定によつて重要美術品として認定された建造物	

### 〔今後設置する防災設備〕

区分	防災設備の種類	主な内容
消防法上要求される防災設備	自動火災報知設備	建物各部屋および小屋裏に煙感知器を設け、事務室で集中管理を行う。消防機関へ自動通報する非常通報装置を設置する。
	誘導灯	南側玄関、北側玄関、西側出入り口に設置の可能性あり。 避難階 30m以上の避難経路となるとき以外は、誘導標識でもよい。
	消火器	規定の消火器を設置。
延焼防止のための設備	初期消火及び屋内消火栓	初期消火及び建物周囲からの延焼防止の消火が可能な屋外消火設備として設置する。 今後性能試験を行った上で、「車載型高粘度消火器」の設置を検討する。
防犯・防災設備	赤外線及びカメラによる遠隔監視システム	現在は遠隔監視システムによる防犯設備が設置されている。 今後は赤外線および監視カメラにて 24 時間防犯会社による監視を行う。 なお屋外には炎センサー、屋内外には監視カメラを設置し、火災発生時には防犯会社のセンターにて確認、消防へ通報したうえ防犯会社社員が現場に確認に行く。
	監視カメラ	主な部屋、屋外などに設置する。(別途工事の機械警備に含む)
	日中の巡回	監視カメラ及び管理者による定期的な巡回を行う。運用上必要であれば警備保障会社などとの契約による巡回を行う。
法上の設備	建築基準 非常照明	無窓の居室がないため、不要。

屋外消火栓+屋内消火栓による初期消火および延焼防止のための設備概要(自主設置設備)	
システム図・姿図等	
方式	屋根火災・外壁には、屋外消火栓、屋内は屋内消火栓により対応する。消火ポンプ(エンジン付)・消火水槽・制御盤・屋外消火栓箱・屋内消火栓箱から構成される。屋内・屋外消火栓からノズルを取り出し、消火栓弁を開にすることにより、消火水槽内の水が放出され、消火活動を行う。荻外荘外部では、屋外消火栓箱を1ヶ所 40mで建物を包括できる位置に設置し、消火水槽は地上式 10m <sup>3</sup> で計画する。
初期消火性能	非自動消火のため、無人時には近隣住民等の協力が必要。
消防隊到着までの消火抑制効果	消火水槽は 20 分間の容量をもっているため、消防隊到着時間(平均 7.5 分)までの十分な効果がある。
消防法(8 項博物館等、17 項 文化財建造物等)	自主設置
スペース	容積 16m <sup>3</sup> 程度(水槽を含む)
意匠	消火水槽・ポンプは屋外物置内に設置する。屋外消火栓を屋外に 1 カ所、屋内消火栓を屋内に 2 カ所設置する。
更新年数	30 年(毎年 定期点検)
施工性(遺構への影響)	配管掘削経路に注意を要するが問題はない。
非常電源設備など	エンジン付きポンプが必要



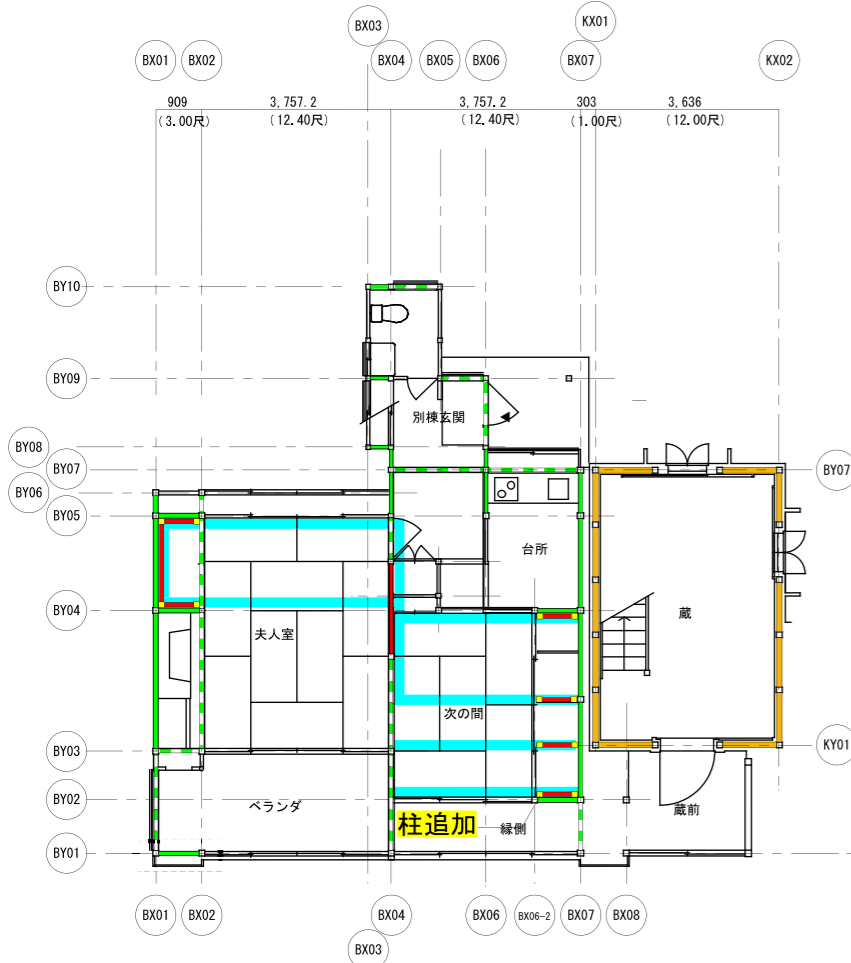
# 構造補強の計画概要

## 【主屋部分 耐力壁凡例】

- : 構造用合板 (t=12mm)
- : 木摺漆喰壁 (水平木摺)  
(床下は斜め木摺壁を基本とする)
- - - : 木摺漆喰壁の垂壁、垂壁腰壁  
(床下は斜め木摺壁を基本とする)
- - - : 土壁の垂壁、垂壁腰壁
- : コンクリート耐圧版 t=200
- : 新設ベタ基礎 t=250
- : 新設布基礎 t=300

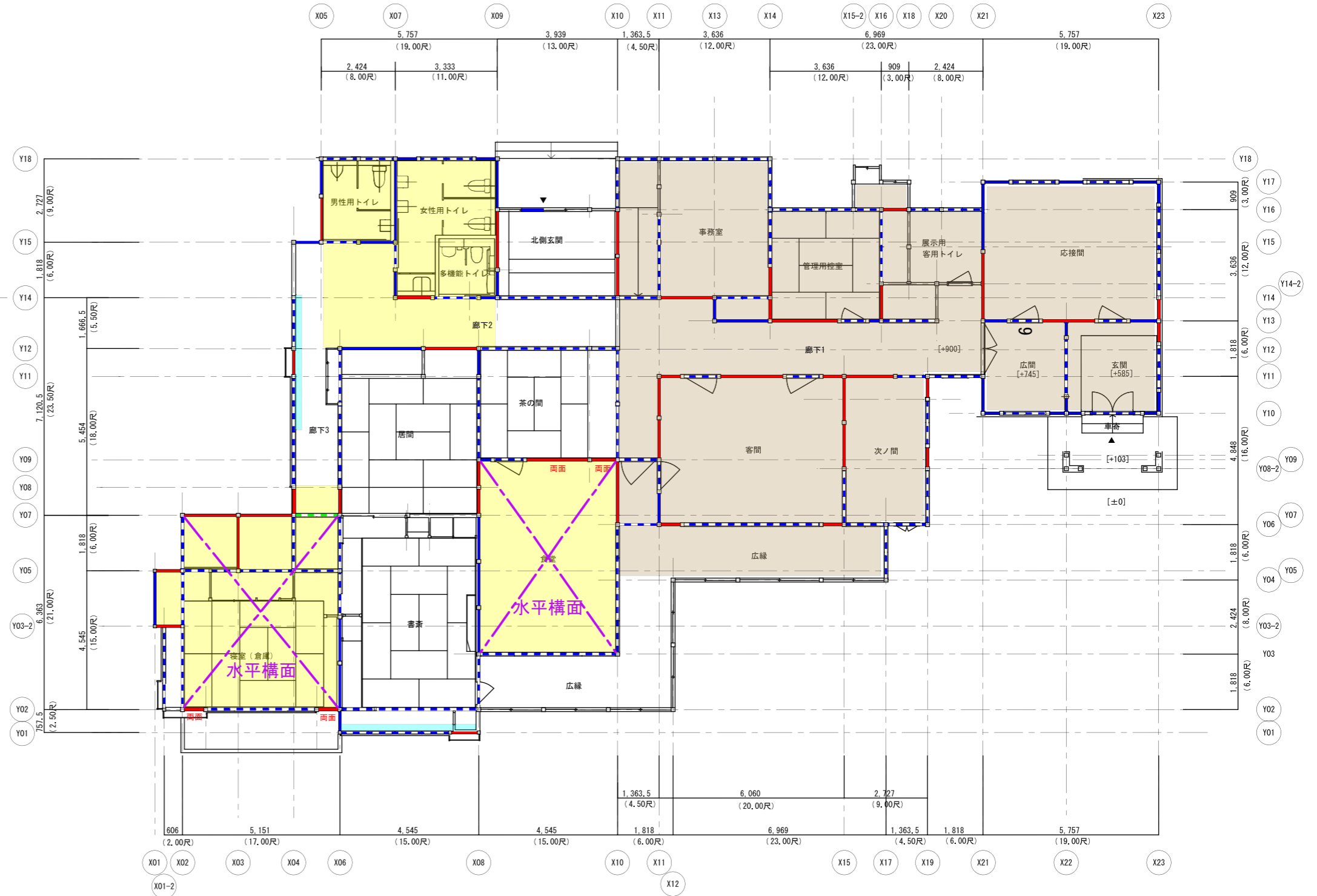
紫 : 書齋損傷防止に可能な追加措置

- ・荻外荘の建物について、主屋、別棟、蔵の3棟に分けて補強案を計画した。
- ・構造計算は文化庁「重要文化財(建造物)耐震診断指針」に準拠し、建物の上部構造は建築基準法施行令に基づき安全性を検証した。
- ・本建物の必要耐震性能は、建物を不特定多数の人が利用・滞在することを鑑み、文化庁指針における「安全確保水準」とし、大地震時および極稀な暴風時に倒壊しないこととした。
- ・今回の3棟のうち主屋は、復原された空間、近衛時代の空間が残る書齋などがあり、建物として重要であると考え、大地震時の損傷を少しでも小さくできるよう、基準を引き上げて補強を行う。
- ・すべての補強は壁内部や天井上、床下に納め、室内からは見えない形とする。



## 【別棟及び蔵 耐力壁等凡例】

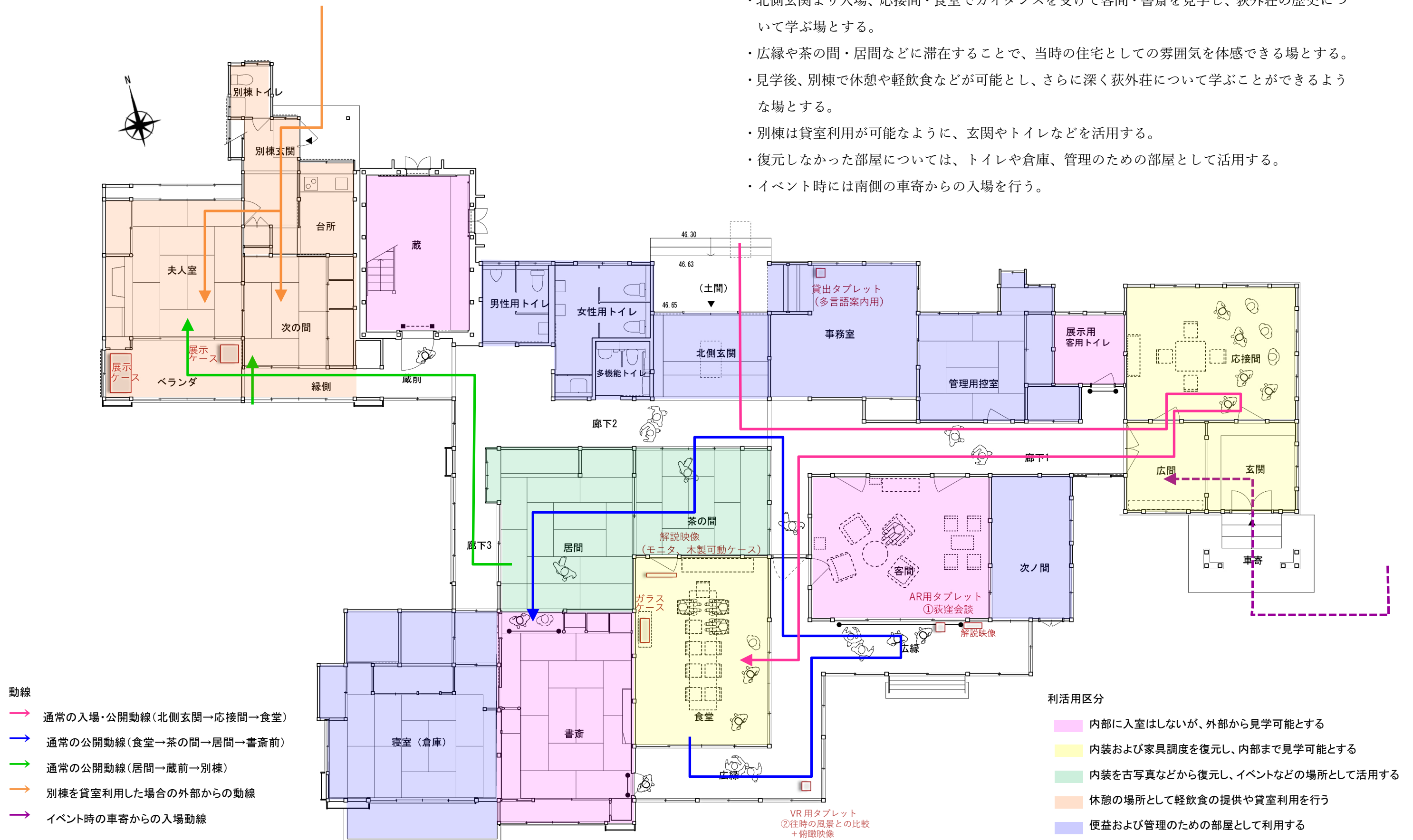
- : 構造用合板 (t=12mm)
- : 新設柱(口120程度)
- : 土壁 (t=60mm)
- : 新設基礎
- : ラスモルタル壁
- - - : 土壁の垂壁、垂壁腰壁



# 展示計画平面図

## 〔建造物内部の利活用計画〕

- ・北側玄関より入場、応接間・食堂でガイダンスを受けて客間・書斎を見学し、荻外荘の歴史について学ぶ場とする。
- ・広縁や茶の間・居間などに滞在することで、当時の住宅としての雰囲気を感じることができる場とする。
- ・見学後、別棟で休憩や軽飲食などが可能とし、さらに深く荻外荘について学ぶことができるような場とする。
- ・別棟は貸室利用が可能なように、玄関やトイレなどを活用する。
- ・復元しなかった部屋については、トイレや倉庫、管理のための部屋として活用する。
- ・イベント時には南側の車寄からの入場を行う。



展示ストーリーの  
考え方

## 伊東忠太による住宅と近衛文麿の居宅を入り口として、昭和初期の「荻窪の原風景」を思い起こしつつ現在の場所を体感する

この建物に来て、近衛文麿、伊東忠太を知らない人でも分かるよう、まずは二人の概要に触れる。  
この邸宅が見てきた昭和初期の時代の動きを体感し、模型やゆかりの品々から歴史の詳細を知り、終戦と近衛の最期へと案内をつなぐ。  
内部見学ののち、杉並区が誇る「荻窪の原風景」を思いおこしながら、荻窪周辺の歴史やみどころなどの情報を得て、次の散策へと誘うストーリーを構築する。



- 荻外荘の入口にある、切妻屋根の車寄をシンボルに、来場者の撮影スポットとして活用する。
- 来場者入り口は北側玄関とする。

- 「荻外荘」の生い立ちを伝える。昭和2（1929）年、入澤達吉の別邸として創建し、設計者は伊東忠太（入澤の義弟）、施工者は現竹中工務店の創始者である。
- 「伊東忠太」の人物像や日本の建築界における功績を伝える。
- 建物、家具調度品復原の意図を簡単に紹介する。特にこの場所（中国式の応接間）について紹介する。

- 近衛文麿の人物を紹介する。文麿の子息の文隆、通隆にも触れる。
- 政治家や文化人が好んだ荻窪について伝える。
- 荻窪の原風景を今に残す荻外荘の価値を伝える。
- 戦前の政治の舞台であった荻外荘について伝える。
- 建物の変遷（創建～移築～復原）を伝える。

- 「荻窪会談」の情景をリアルに再現する。
- 会談時の映像をもとに、その当時の日本の歴史や戦争に至る状況、参加者の特徴などを説明することで、再現した空間を見ながら、往時にタイムスリップしたような体験を提供する。

## 施設全体で説明する内容

- 伊東忠太の設計の特徴
- 昭和初期の荻窪の原風景と杉並周辺に作られた郊外住宅の特徴
- 創建時の竣工写真に写る荻外荘の各部の姿と材料・内部・意匠の特徴
- 周辺に同様の居を構えた人たち=荻窪コミュニティ
- 地形と建物の成り立ち、配置、周辺環境

## 実施設計での詳細検討内容

- 各コーナーの展示構成表と展示ストーリーとの最終調整
- 「この施設のみどころ・特徴（近衛家・伊東忠太）」をふまえた詳細設計
- 各コーナーの「観覧環境（着座・起立等）」「滞在時間」と「展示分量（コンテンツ量）」による展示空間の詳細検討



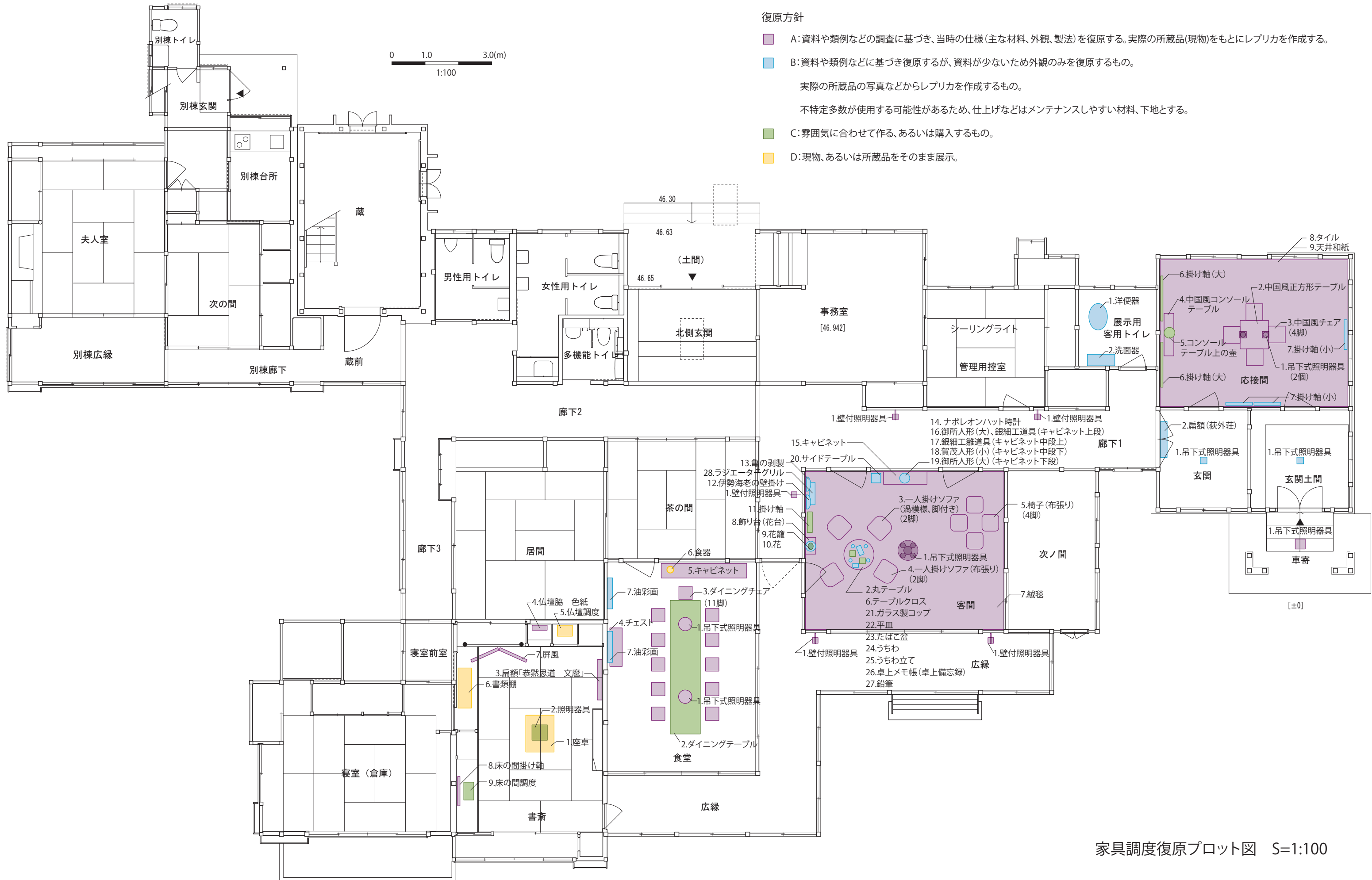
- 近衛文麿が広縁から見た荻窪の原風景を映像などで感じてもらう。（現代との比較）
- 特徴のあるガラス建具のデザインを説明する。
- 庭園の見どころを紹介し荻窪の原風景を喚起する。

- 和室なので什器は置かず家具を置く程度とする。
- 内装は復原しないが書斎へ至るまでに通る部屋であり、床の間の飾り付けなど雰囲気醸し出す部屋とする。

- 近衛が亡くなった部屋である事実を、当時近衛が使っていた家具調度をもとに書斎として整え、公開する。

- 関係する書籍などを置き、ゆっくりお茶など飲みながら休憩スペースとする。
- 南側からの美しい佇まいの荻外荘が眺められるスポット（芝生広場）へ敷地内から誘導する。
- 荻窪のまちあるきへと誘導（スポット紹介など）する。

# 家具・調度品復原プロット図



家具調度復原プロット図 S=1:100

## 庭園設計の基本方針

### 1) 庭園整備における基本的な考え方

整備方針として、緑ゆたかな住宅地の庭園景観を残しつつ、アカマツに囲まれ、カエデ類が植栽されていた近衛文麿時代の荻外荘の庭園の姿を段階的に再現していく。南側斜面では、ツツジ類などの低木や草花類の植栽の復原を検討し、四季の植栽景観を充実させていく。

①.近衛文麿時代からの樹木（アカマツ、スタジイなどの大木）などは、今後も原則は整枝・剪定などの管理を行い、荻外荘の屋敷林のみどりを保全し、景観を維持する。

②.実生木を伐採し、日照条件を改善してアカマツなどの樹木の復元的補植を検討する。

③.住宅地の静かな環境や、隣地との干渉を防ぐため、史跡内にふさわしい落ち着いた外観の遮蔽植栽や柵などを設置していく。

④.東西進入路から玄関前の動線は、近衛文麿時代と現在で異なるため、現在の敷地に合わせて再現する。

### 2) 施設整備における基本的な考え方

基本設計における施設整備の基本的な考え方を以下に整理する。

#### ①.施設整備における基本的な考え方

文化財の保存では、当時の施設を保存していくことが重要である。また、新設する施設は、文化財としての価値を高める施設とする。庭園内に新設する施設は、史料などが不十分であることから当時の様子を感じられるような材料や工法を検討する。

#### ②.荻外荘と調和した施設デザイン

施設デザインは、荻外荘（建物）と緑の景観に調和したデザインとする。

#### ③.地下遺構の保全と施設整備

地下遺構調査に基づいた施設設置位置及び構造物の基礎の位置を決定する。構造物の基礎を設置する場合、地下遺構の保全を優先する必要があるため、地下遺構を壊さないよう盛土を行うか、または地下部に基礎を設けない構造を検討する。

### 3) ゾーニングの考え方

本庭園は、報道写真や古写真などで知られる荻外荘を代表する場所、主屋北側や進入路などあまり資料がない場所、近衛文麿居住以降に建物の改変に伴って改修された場所などがある。

本整備では、成長により外形が変わってしまった樹木なども存在しているが、杉並区のみどりを守るため現状の樹木を残しながら、荻窪の住宅地を代表するゾーンAのような景観を再現していくことを目的とする。

このため、ゾーンごとに整備の考え方をまとめ、段階的に整備を行っていくこととする。

### 4) ゾーンごとの整備内容

#### ①.ゾーンA

報道写真や古写真などにも残されている荻窪の住宅地としての代表的な景観を目指すゾーンとする。

#### ②.ゾーンB

部分的な古写真や記録などで状況が推定できるゾーンとする。

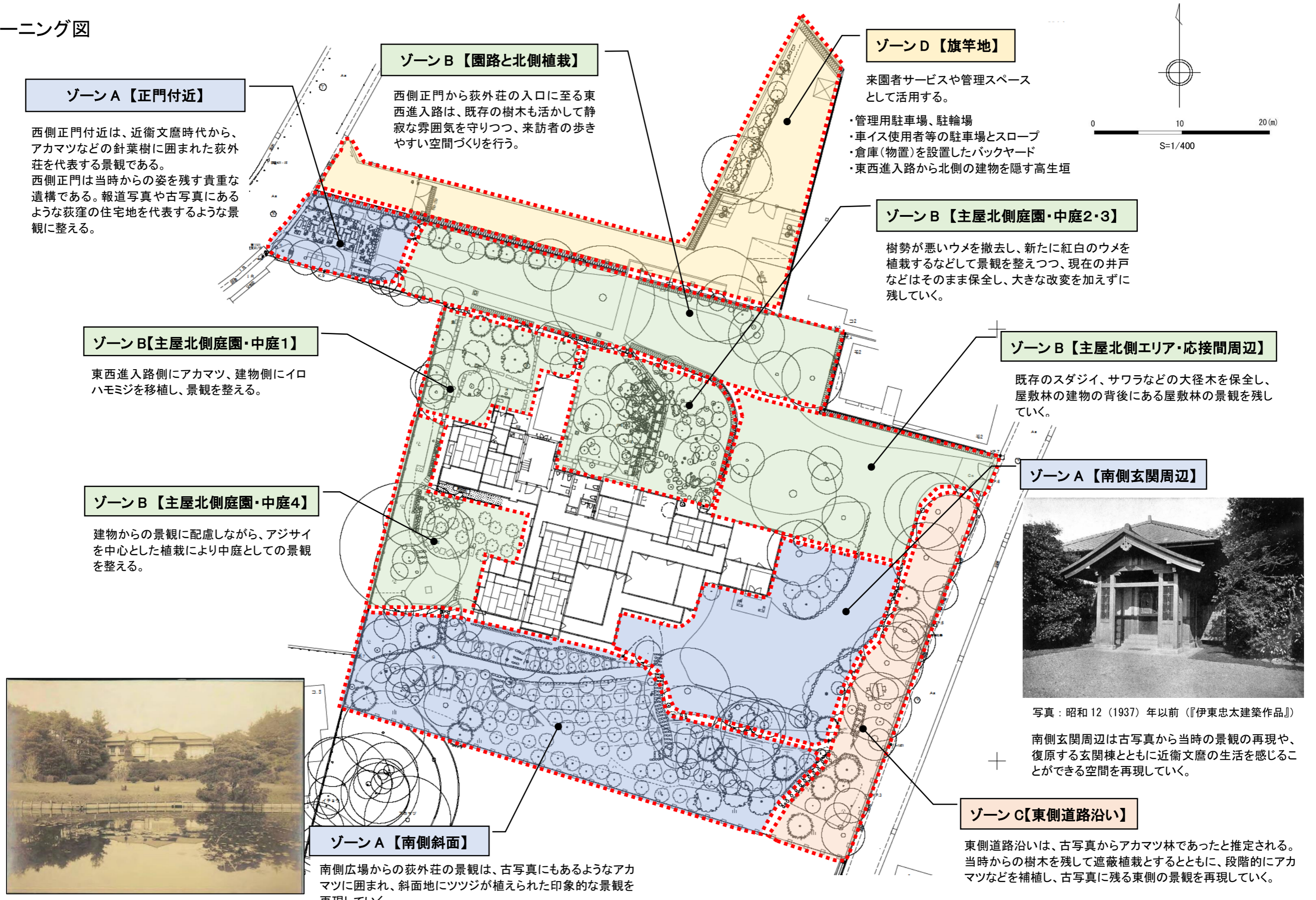
#### ③.ゾーンC

記録などにほとんど示されていないため、現状から推定、または他と景観を合わせるゾーンとする。

#### ④.ゾーンD

史跡の指定範囲外であるため、バックヤードとして整備する。

# ゾーニング図



**ゾーンA【正門付近】**  
 西側正門付近は、近衛文麿時代から、アカマツなどの針葉樹に囲まれた荻外荘を代表する景観である。西側正門は当時からの姿を残す貴重な遺構である。報道写真や古写真にあるような荻窪の住宅地を代表するような景観に整える。

**ゾーンB【園路と北側植栽】**  
 西側正門から荻外荘の入口に至る東西進入路は、既存の樹木も活かして静寂な雰囲気を守りつつ、来訪者の歩きやすい空間づくりを行う。

**ゾーンD【旗竿地】**  
 来園者サービスや管理スペースとして活用する。  
 ・管理用駐車場、駐輪場  
 ・車イス使用者等の駐車場とスロープ  
 ・倉庫(物置)を設置したバックヤード  
 ・東西進入路から北側の建物を隠す高生垣

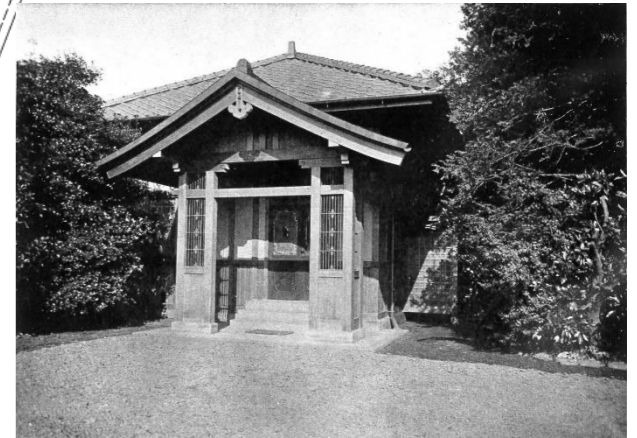
**ゾーンB【主屋北側庭園・中庭2・3】**  
 樹勢が悪いウメを撤去し、新たに紅白のウメを植栽するなどして景観を整えつつ、現在の井戸などはそのまま保全し、大きな変更を加えずに残していく。

**ゾーンB【主屋北側庭園・中庭1】**  
 東西進入路側にアカマツ、建物側にイロハモミジを移植し、景観を整える。

**ゾーンB【主屋北側エリア・応接間周辺】**  
 既存のスダジイ、サワラなどの大径木を保全し、屋敷林の建物の背後にある屋敷林の景観を残していく。

**ゾーンB【主屋北側庭園・中庭4】**  
 建物からの景観に配慮しながら、アジサイを中心とした植栽により中庭としての景観を整える。

**ゾーンA【南側玄関周辺】**



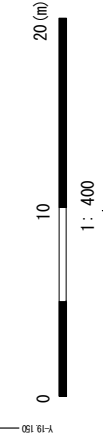
写真：昭和12(1937)年以前(『伊東忠太建築作品』)  
 南側玄関周辺は古写真から当時の景観の再現や、復原する玄関棟とともに近衛文麿の生活を感じることができる空間を再現していく。



写真：昭和12(1937)年以前(個人蔵)

**ゾーンA【南側斜面】**  
 南側広場からの荻外荘の景観は、古写真にもあるようなアカマツに囲まれ、斜面地にツツジが植えられた印象的な景観を再現していく。

**ゾーンC【東側道路沿い】**  
 東側道路沿いは、古写真からアカマツ林であったと推定される。当時からの樹木を残して遮蔽植栽とするとともに、段階的にアカマツなどを補植し、古写真に残る東側の景観を再現していく。



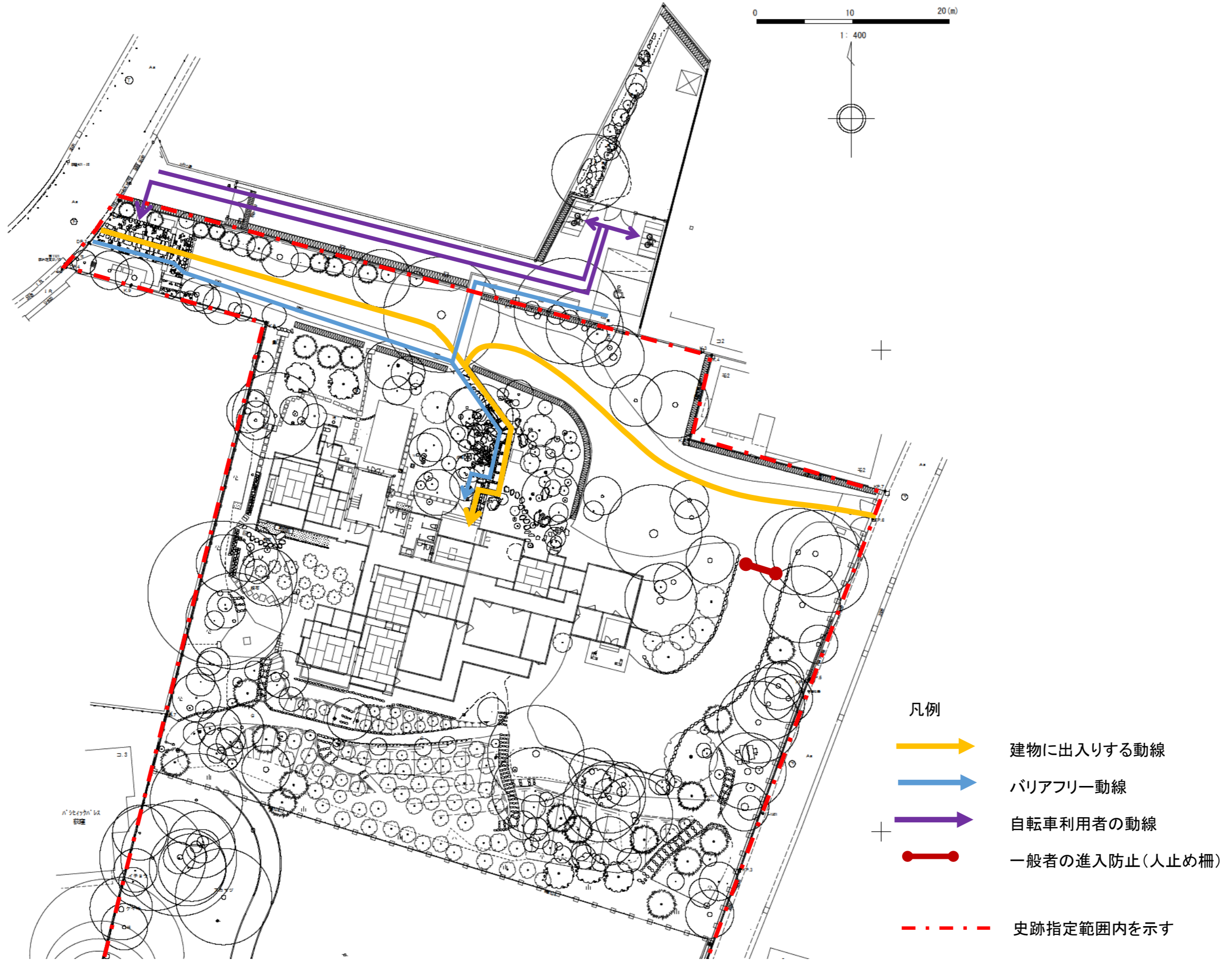
# 基本設計平面図

- 凡例
- 史跡指定範囲を示す
  - (with tree icon) 既存樹を示す
  - (with tree icon) 新植樹を示す
  - (with tree icon) 移植樹を示す
  - (with tree icon) 低木・地被類植栽





# 建物利用者の主な動線図











追加用地  
面積: 449.09m<sup>2</sup>

(仮称)荻外荘公園

荻窪二丁目

善福寺川

区立松溪中学校

100m  
1:2,000